

損害賠償及び和解に関する件

令和元年（2019年）11月28日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

東京都千代田区

東京海上日動火災保険株式会社

2 事故の概要

(1) 平成30年9月26日、札幌市厚別区厚別西5条2丁目路上において、相手方の行う保険による保険給付を受ける権利を有する者（以下「被害者」という。）の運転する自動車が、道路上の雨水^{ます}枿を通過した際に、当該雨水^{ます}枿の蓋が外れ、当該自動車の前輪が落下した。

(2) これにより、被害者は、左肩打撲、左小指打撲、外傷性頸部^{けい}腰部症候群等の傷病を負い、約6か月間通院し、頸部^{けい}、腰部及び左肩に神経障害の後遺症を負った。

なお、この事故は、報告第2号 番号2と同一の事故である。

3 損害賠償の額

1, 832, 020円

(理 由)

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。